

第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画

～誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指して～

概要版

(案)

令和●年(20●●年)●月

越谷市

計画策定の趣旨等

自殺対策の背景

我が国の自殺者数は、平成10年(1998年)に年間3万人を超えて以来、高い水準で推移してきました。近年も自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年(2020年)には自殺者数は11年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても増加傾向となっており、令和2年(2020年)には過去最多、令和3年(2021年)には過去2番目の水準となっています。このことを受け、令和4年(2022年)には自殺総合対策大綱の見直しが行われています。

計画策定の目的

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものです。

今般、市の自殺対策を拡充・推進することを目的に、第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画を策定するものです。

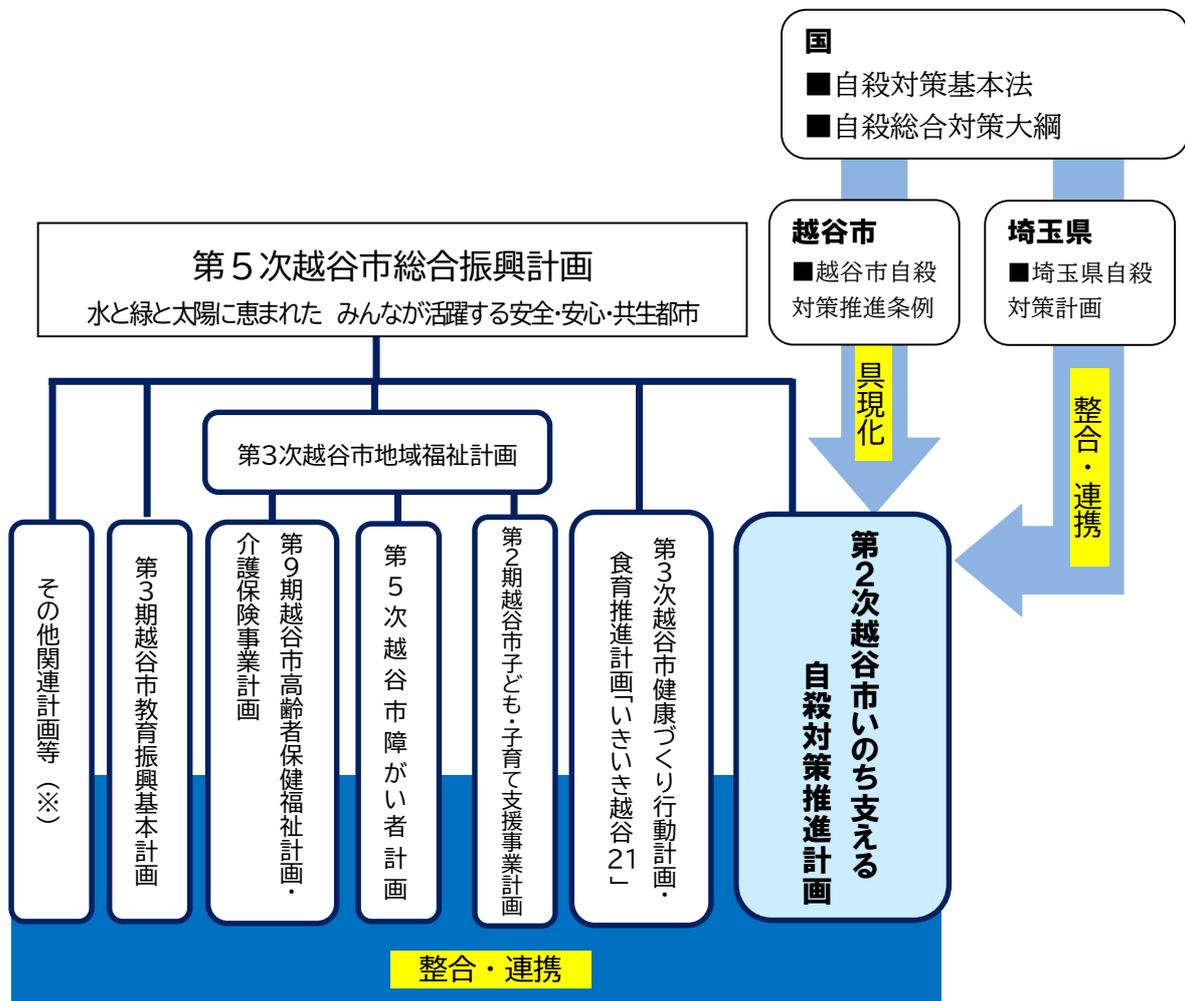
計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)の5年間とします。

(年度)						
令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)
越谷市いのち支える 自殺対策推進計画						
第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画						

計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条 2 項に定められた「市町村自殺対策計画」として大綱及び越谷市自殺対策推進条例の趣旨を具現化するものとして位置づけられます。また、本計画は「第 5 次越谷市総合振興計画」のもとで「第 3 次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画『いきいき越谷 21』」と整合をとるほか、「第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画」「第 3 次越谷市地域福祉計画」「第 9 期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「第 3 期越谷市教育振興基本計画」、その他の関連計画等と整合・連携を図りながら策定するものです。



(※) 第4次越谷市男女共同参画推進計画
越谷市地域防災計画 等

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指す

本計画は、国の大綱や県の自殺対策計画で示している「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とともに、越谷市自殺対策推進条例の理念を踏まえ推進していきます。

数値目標

国は大綱において、令和8年(2026年)までに自殺死亡률을平成27年(2015年)より30%以上減少させることを目標として定めています。また、埼玉県も同様の目標を設定していることから、本市においても令和10年(2028年)の自殺死亡률을平成27年(2015年)より30%以上減少させることとし、本計画の最終年度にあたる令和10年(2028年)の自殺死亡률을12.2以下とすることを数値目標として設定します。

	2015年(実績)	2022年(実績)	2028年
自殺死亡률	17.5	15.7	12.2
対2015年比	100.0%	89.7%	70.0%

厚生労働省「人口動態統計」を基に算出

越谷市の自殺の状況

本市の自殺者数は、年によって変動はあるものの、概ね50~60人台で推移しており、令和2年(2020年)に62名だったものが令和3年(2021年)、令和4年(2022年)は54名となっています。令和4年(2022年)は女性の人数が多くなっています。

自殺死亡률은、人口10万人あたりの年間自殺者数の割合です。本市の死亡률은令和4年(2022年)に15.7となっています。



施策の体系

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指す

基本施策

- (1) 自殺に関する調査及び研究
- (2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進
- (3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実
- (5) 適切な精神科医療が受けられる環境の整備
- (6) 自殺防止のための包括的な取組の推進
- (7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援
- (8) 自死遺族等に対する支援
- (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援
- (10) 子ども・若者の自殺対策の推進（重点施策）
- (11) 高齢者の自殺対策の推進
- (12) 労働問題による自殺対策の推進（重点施策）
- (13) その他自殺対策に必要な施策の推進

重点施策

- (A) 子ども・若者の自殺対策の推進
- (B) 労働問題による自殺対策の推進
- (C) 女性の自殺対策の推進

計画の推進

- (1) 官民協働による関係機関の連携推進
- (2) 市役所内の推進体制の充実
- (3) 計画の評価

施策の展開

◎ 基本施策 ◎

(1) 自殺に関する調査及び研究

- 市民の意識調査に基づく調査研究
- 自殺の実態に関する調査研究

(2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間について
- 正しい知識の普及啓発
- 市民向けの講演会等の実施

(3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成

- 市民を対象とする研修の実施
- 市職員の資質向上
- 専門領域におけるゲートキーパー等の育成

(4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実

- 自殺リスクのある方への支援と専門相談の充実
- 生活困窮者・障がい者への相談支援
- 児童生徒・保護者に対する相談支援

(5) 適切な精神科医療が受けられる環境の整備

- 医療と結びつくための支援の充実
- 医療機関との連携強化

(6) 自殺防止のための包括的な取組の推進

- 地域におけるネットワークの強化
- 庁内における連携強化

(7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援

- 自殺未遂者に対する早期介入
- 自殺未遂者の親族等への支援

(8) 自死遺族等に対する支援

(9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援

(10) 子ども・若者の自殺対策の推進 ( 重点施策 )

(11) 高齢者の自殺対策の推進

- 高齢期の自殺リスクのある方への支援の充実
- 居場所（住まい）の確保
- 社会参加の促進と孤立予防
- 要介護者・家族への相談支援の充実
- 地域における社会資源の活用

(12) 労働問題による自殺対策の推進 ( 重点施策 )

(13) その他自殺対策に必要な施策の推進

 重点施策 

(A) 子ども・若者の自殺対策の推進

- 居場所づくり
- 自殺対策を考える教育の実施
- 教職員に対する研修等の実施
- いじめや不登校等への相談支援の充実
- 障がい児・保護者に対するサポート体制の整備

(B) 労働問題による自殺対策の推進

- 労働問題に関する支援の充実
- 就労支援に関する支援の充実
- 労働環境の改善とメンタルヘルス対策の推進

(C) 女性の自殺対策の推進

- 女性に対する相談支援の充実
- 妊産婦・子育て世代への相談支援
- 女性に対する普及啓発活動

計画の推進

◎ 官民協働による関係機関の連携推進 ◎

越谷市自殺対策連絡協議会を設置し、市の自殺対策について協議します。また、自殺対策に係るネットワークへの幅広い参画を促し、地域の関係者間で自殺対策の重要性に関する認識や自殺対策の理念、目的等を共有するとともに、それぞれの主体が果たすべき役割の明確化、共有化を図ることで、地域ぐるみで自殺対策の取組を推進していきます。

◎ 市役所内の推進体制の充実 ◎

市役所内に越谷市自殺対策庁内推進会議を設置し、自殺対策の重要性についての理解促進を図りながら、庁内推進体制を充実させていきます。

◎ 施策等の年次報告 ◎

越谷市自殺対策推進条例第 11 条の規定に基づき、各年度における施策の取り組み状況や自殺者数等の関連データを取りまとめ、年次報告書を作成します。

◎ 計画の評価 ◎

本計画で掲げた自殺対策に関する事業については、年度ごとに越谷市自殺対策連絡協議会に諮り、評価を行います。PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：見直し）サイクルに基づき、計画通りに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、自殺対策を推進していきます。

